

令和 8 年安曇野市議会 9 月定例会 提案説明書

— 目次 —

報告第 22 号	1
報告第 23 号	2
報告第 24 号	3
報告第 25 号	4
報告第 26 号	5
報告第 27 号	6
議案第 62 号	7
議案第 63 号	8
議案第 64 号	9
議案第 65 号	10
議案第 66 号	11
議案第 67 号	12
議案第 68 号	13
議案第 69 号	18
議案第 70 号	20
議案第 71 号	21
議案第 72 号	23
議案第 73 号	24
議案第 74 号	25
議案第 75 号	26
議案第 76 号	27
議案第 77 号	31
議案第 78 号	34
議案第 79 号	36
議案第 80 号	39
議案第 81 号	40
議案第 82 号	41
議案第 83 号	42
議案第 84 号	43
議案第 85 号	44
議案第 86 号	45
議案第 87 号	46
議案第 88 号	48
議案第 89 号	50
議案第 90 号	51
議案第 91 号	52
議案第 92 号	53

報告第 22 号

令和 7 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率について

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、報告するものです。

健全化判断比率の内、実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当となる会計の決算がすべて黒字であったため、算定されません。

実質公債費比率は、7.4%となりました。

将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、昨年度に引き続き算定されません。

参考までに、安曇野市に適用される早期健全化基準は、表の括弧内の数字のとおり、実質赤字比率が 11.89%、連結実質赤字比率が 16.89%、実質公債費比率が 25.0%、将来負担比率が 350.0%です。

説明は、以上です。

報告第 23 号

令和 7 年度決算に基づく安曇野市産業団地造成事業特別会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告するものです。

資金不足比率は算定されませんでした。

説明は、以上です。

報告第 24 号

令和 7 年度決算に基づく安曇野市有明荘特別会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告するものです。

資金不足比率は算定されませんでした。

説明は、以上です。

報告第 25 号

令和 7 年度決算に基づく安曇野市水道事業会計、安曇野市下水道事業会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告するものです。

資金不足比率は、安曇野市水道事業会計、安曇野市下水道事業会計ともに、算定されませんでした。

なお、表中の備考欄の数値は事業規模です。

説明は、以上です。

報告第 26 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分について（道路事故に関すること）

安曇野市穂高柏原 2828 番 90 先における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 8 年 7 月 14 日付けで専決処分したものです。

1 和解の相手方

市内事業者です。

2 事故の概要

令和 8 年 1 月 10 日（土）午後 2 時 20 分頃、損害賠償請求者の従業員が運転する中型貨物自動車市道穂高 4406 号線を南方面に走行中、車両を避けるため、車道右側を走行したところ道路側溝のグレーチングが跳ね上がり、車両右側にある燃料タンクを損傷したものです。

3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の施設管理に瑕疵があると認め、安曇野市の過失を 100%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 126,148 円を賠償するものとして、令和 8 年 7 月 14 日に示談が成立いたしました。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認しましたので報告するものです。

説明は、以上です。

報告第 27 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分について（道路事故に関すること）

安曇野市穂高 91 番先における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 8 年 7 月 28 日付けで専決処分したものです。

1 和解の相手方
市内在住者です。

2 事故の概要
令和 8 年 6 月 27 日（土）午前 11 時 50 分頃、損害賠償請求者が運転する軽自動車市道穂高 4466 号線を北方面に走行中、舗装路面が欠損しており左側後輪を損傷したものです。

3 和解の内容
本事故の原因は、道路管理者の施設管理に瑕疵があると認めるものの、視認性の高い日中であることから、安曇野市の過失を 30%とする。
よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 9,477 円を賠償するものとして、令和 8 年 7 月 28 日に示談が成立いたしました。
なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認しましたので報告するものです。

説明は、以上です。

議案第 62 号

安曇野市手数料条例の一部を改正する条例

本改正案は、令和 8 年 12 月 1 日より、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機によるコンビニ交付サービスにおいて、新たに所得（課税）証明書の交付を開始することから、当該証明書交付の手数料を新たに規定するものです。

当該手数料の金額は、既に多機能端末機での交付を行っている住民票の写し、戸籍証明書等と同様に、窓口で交付する場合に比べて 100 円引き下げ 1 件 200 円とします。

閉庁時においても所得（課税）証明書の交付が可能となることで市民サービスの向上につながるとともに、コンビニ交付サービスの利用促進及び市役所窓口の混雑緩和を図るものです。

改正の内容ですが、別表中の地方税法に関する事務の表において、所得に関する証明書の交付の手数料に、多機能端末機により交付する場合の手数料の規定を加えます。

その他の改正については、字句の整理等を行うものです。

本改正は、公布の日から施行し、別表の地方税法に関する事務の表において多機能端末機により交付する場合の手数料を加える規定は、令和 8 年 12 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 63 号

安曇野市企業版ふるさと納税基金条例

本条例案は、企業版ふるさと納税による寄附金を有効に活用するための基金を設置するものです。

企業版ふるさと納税は、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき、市が作成する地域再生計画に記載された事業に対し、市外に本社がある企業が寄附を行うことができる制度です。現在は、いただいた寄附の全額を当該年度内に行われる事業に充当しています。

近年、高額な寄附等の事前相談が複数あり、当該年度事業への充当だけでは寄附金を活用しきれない可能性が生じています。

このことから、寄附額の増加に対応するとともに複数年度に渡り寄附金を有効活用できるよう、基金を設置するものです。

本条例は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 64 号

安曇野市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

本改正案は、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）の改正に伴い、条例の規定において条項ずれが生じるため、所要の改正を行うものです。

その他の改正については、字句の整理等を行うものです。

本改正は、地方自治法施行規則の改正に合わせ、令和 8 年 10 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 65 号

安曇野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

本改正案は、医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）第 29 条の規定により、社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）が改正され、令和 8 年 10 月 1 日から「社会保険診療報酬支払基金」は「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改組されます。

これに伴い、条文中の「社会保険診療報酬支払基金」の名称を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改めるものです。

本改正は、令和 8 年 10 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 66 号

安曇野市景観条例の一部を改正する条例

本改正案は、令和 8 年 5 月 27 日に、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）が公布されたことに伴い、景観法（平成 16 年法律第 110 号）が一部改正され、条例の規定において、項ずれ及び号ずれが生じることから、所要の改正を行うものです。

改正の主な内容について説明します。

第 13 条において、景観法の一部改正に伴う同法の項ずれ及び号ずれに対応するものです。

本改正は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 67 号

安曇野市児童クラブ利用者負担金条例の一部を改正する条例

本改正案は、安曇野市児童クラブの利用者負担金について、利用者に分かりやすい納期への統一及び負担金額の見直し、語句等の整理を行うものです。

主な改正の内容は3点です。

1点目は「利用者負担金の納期の統一」です。

現状は、月額による利用者負担金及び事前申請のあった延長保育負担金は当月末払い、日額による利用者負担金及び申請を超える利用のあった延長保育負担金は翌月末払いとしていたことから、利用者に分かりにくい制度となっていました。改正後は、利用した月の翌月末に利用者負担金及び延長保育負担金を納入していただくよう納期を統一するものです。

2点目は「利用者負担金の額の見直し」です。

過去の税制改正に伴い規定された減額に係る規定を見直すものです。

【廃止する規定】

- ・「みなし非課税者」に対する1/2減額
- ・「非課税者及びみなし非課税者の第2子以降」に対する1/4減額

みなし非課税者に対する減額規定は、平成22年税制改正で年少扶養控除が廃止になった際に、児童クラブ利用者負担金の額が増加する人に配慮し、激変緩和措置として設けたものですが、年数が経過し新たな制度が十分に浸透していることからこれを廃止するものです。

【新規の規定】

- ・「就学援助費受給者」に対する1/2減額
- ・「第2子以降」に対する1/2減額の範囲を拡大

3点目は「字句体裁の整理を行うもの」です。

なお、本改正は令和9年4月1日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 68 号

令和 8 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 2 号）について

（補正予算の要旨）

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21 億 5,100 万円を追加し、507 億 2,800 万円とします。

令和 8 年度後期の予算に過不足が生じることが予測されるもの、事業化の見通しが立ったものなどについて計上しています。

安曇野市一般会計補正予算書（第 2 号）により説明します。

3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」の歳入となります。

（事項別明細書は 13 ページからとなります。）

主なものに限り説明します。

10 款 地方特例交付金は、△185 万 4 千円の減額です。

1 項 地方特例交付金で、各種交付金の確定によるものです。

11 款 地方交付税は、1 億 9,813 万円の増額です。

1 項 地方交付税で、交付額の確定による「普通交付税」の増額です。

13 款 分担金及び負担金は、143 万 7 千円の増額です。

1 項 分担金で、140 万 2 千円の増額です。「土地改良事業地元分担金」の増額です。

2 項 負担金で、3 万 5 千円の増額です。「霊園管理料滞納繰越分」の増額です。

14 款 使用料及び手数料は、6 千円の増額です。

2 項 手数料で、「犬の登録手数料滞納繰越分」の増額です。

（続いて、15 ページからとなります。）

15 款 国庫支出金は、1 億 492 万 4 千円の増額です。

1 項 国庫負担金で、464 万 4 千円の増額です。更生医療給付費等の増に伴う「自立支援医療負担金」（903 万 8 千円）の増額が主なものです。

2 項 国庫補助金で 9,966 万 9 千円の増額です。国の物価高騰対策として「物価高騰対応重点支援地方創生交付金（令和 8 年度補正推奨事業メニュー分）」（4,354 万 4 千円）の増額、省エネ施設を導入する公共施設追加に伴う「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」（7,200 万円）の増額が主なものです。

3 項 国庫委託金で、61 万 1 千円の増額です。システム改修経費に係る「国民年金事務委託金」（59 万 6 千円）の増額が主なものです。

（続いて、17 ページからとなります。）

16 款 県支出金は、6,061 万 8 千円の増額です。

1 項 県負担金で、218 万 6 千円の増額です。更生医療給付費増に伴う「自立支援医療負担金」（438 万 3 千円）の増額が主なものです。

- 2 項 県補助金で、5,761 万 2 千円の増額です。県補助対象児童等への給付見込額増に伴う「福祉医療給付事業補助金」(3,280 万 4 千円)の増額が主なものです。
- 3 項 県委託金で、82 万円の増額です。「民生委員活動委託金」の増額です。

18 款 寄附金は、3 億 41 万 7 千円の増額です。

- 1 項 寄附金で、上半期の寄附の状況から「ふるさと寄附金」(3 億円)の増額が主なものです。

(続いて、19 ページからとなります。)

19 款 繰入金は、2 億 6,280 万 7 千円の増額です。

- 2 項 基金繰入金で、財源調整による「財政調整基金繰入金」(6,025 万 5 千円)の増額、借換債の発行を一部取りやめたことに伴う「減債基金繰入金」(1 億 600 万円)の増額、三郷小学校施設改修工事費の増等に伴う「公共施設整備基金繰入金」(1 億円)の増額が主なものです。

20 款 繰越金は、10 億 1,440 万 9 千円の増額です。

- 1 項 繰越金で、前年度決算に伴う額の確定により、「繰越金」の増額です。

21 款 諸収入は、460 万 6 千円の増額です。

- 3 項 貸付金元利収入で、「福祉医療費貸付金元金収入」(55 万 2 千円)の増額です。
- 5 項 雑入で、405 万 4 千円の増額です。長野県による国交付金の算定誤りに伴う「耐震改修除却工事賠償金」(238 万 8 千円)の増額が主なものです。

(続いて、21 ページからとなります。)

22 款 市債は、2 億 550 万円の増額です。

- 1 項 市債で、豊科南小及び穂高南小児童クラブ施設整備に伴う「児童クラブ整備事業(こども債)」(2 億 8,110 万円)の増額、借換債の発行を一部取りやめたことに伴う「借換債(商工債・旧合併即例事業債)」(△3 億 5,620 万円)の減額、三郷小学校長寿命化工事に伴う「学校施設改修事業」(2 億 9,620 万円)の増額が主なものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして 4 ページの歳出です。

(事項別明細書は予算説明書の 23 ページからとなります。)

2 款 総務費は、10 億 1,184 万 3 千円の増額です。

- 1 項 総務管理費で、9 億 8,441 万 6 千円の増額です。ふるさと寄附の増加による返礼品等の費用として「寄附採納事務」(4 億 2,960 万円)の増額、繰越金確定に伴う財政調整基金への積立として「基金積立金」(5 億 3,300 万円)の増額が主なものです。
- 2 項 徴税费で、1,680 万円の増額です。令和 7 年度法人市民税の中間納付還付金の増加見込み等に伴う「税務総務費」(1,453 万 2 千円)の増額が主なものです。
- 3 項 戸籍住民基本台帳費で、499 万 8 千円の増額です。会計年度任用職員の報酬等の増による「戸籍住民基本台帳管理費」の増額です。

- 4項 選挙費で、414万9千円の増額です。職員給料等の増額による「選挙管理委員会事務費」の増額です。
- 6項 監査委員費で、148万円の増額です。職員給料等の増額による「監査委員事務費」の増額です。

(続いて、33 ページからとなります。)

3款 民生費は、4億4,252万8千円の増額です。

- 1項 社会福祉費で、1億3,893万3千円の増額です。生活保護受給者増に伴う更生医療給付費の増等による「障がい者支援事業」(4,549万1千円)の増額、受診実績に基づく給付費見込み増に伴う「福祉医療費給付事業」(9,342万3千円)の増額が主なものです。
- 2項 児童福祉費で、3億141万5千円の増額です。豊科南小及び穂高南小児童クラブ施設の実施設に基づく工事費の増として「児童クラブ整備事業」(2億9,005万4千円)の増額、南穂高認定こども園空調機更新工事費の計上等による「認定こども園管理費」(5,210万9千円)の増額が主なものです。
- 3項 生活保護費で、218万円の増額です。生活保護訪問支援システムの保守費用等による「生活保護総務費」(149万4千円)の増額が主なものです。

(続いて、45 ページからとなります。)

4款 衛生費は、8,334万8千円の増額です。

- 1項 保健衛生費で、8,206万円の増額です。省エネ施設を設置する対象公共施設の追加等による「ゼロカーボン推進事業」(8,174万6千円)の増額が主なものです。
- 2項 清掃費で、128万8千円の増額です。緑のリサイクル事業のチップ需要の増加による破砕業務委託等「ごみ減量化再利用対策事業」の増額です。

(続いて、49 ページからとなります。)

6款 農林水産業費は、5,222万8千円の増額です。

- 1項 農業費で、433万2千円の増額です。資材高騰に伴う三郷サラダ市LED化工事費の増等による「直売加工施設運営事業」(845万5千円)の増額が主なものです。
- 2項 林業費で、3,720万5千円の増額です。松くい虫被害対策補助金の申請件数増見込みによる「松くい虫被害対策事業」(1,150万円)の増額、長峰山頂トイレの改修工事に係る工事費等として「長峰山森林体験交流センター事業」(2,540万円)の増額が主なものです。
- 3項 耕地費で、1,069万1千円の増額です。第二拾ヶ堰土地改良区ほ場整備等構想図面作成等に伴う「県単土地改良事業」(600万円)の増額が主なものです。

(続いて、57 ページからとなります。)

7款 商工費は、2,826万2千円の増額です。

- 1項 商工費で、空き店舗等活用促進事業補助金等の申請件数の増見込みに伴う「商業振興事業」(1,007万4千円)の増額が主なものです。

(続いて61 ページからとなります。)

8款 土木費は、△1,086万8千円の減額です。

- 1 項 土木管理費で、647 万 9 千円の増額です。職員給料等の増額による「土木総務費」の増額です。
- 2 項 道路橋梁費で、107 万 7 千円の増額です。道路改良工事の補償費の確定等による「市道新設改良事業（産業団地関連）」（88 万 2 千円）の増額が主なものです。
- 3 項 河川費で、△3,473 万円の減額です。内水対策事業による今年度実施工事の一部箇所が次年度実施となることに伴う「河川総務費」（△3,600 万円）の減額が主なものです。
- 4 項 都市計画費で、1,532 万 7 千円の増額です。土地開発公社の土地処分に伴い生じた売却差額の補填補助による「街路整備事業」（565 万 7 千円）の増額が主なものです。
- 5 項 住宅費で、97 万 9 千円の増額です。市営住宅既存擁壁の安全性確認のために実施する地質調査による「住宅管理費」の増額です。

（続いて、67 ページからとなります。）

9 款 消防費は、3,673 万 6 千円の増額です。

- 1 項 消防費で、消防団第 9 分団第 1 部（等々力区）及び第 3 部（穂高町区・等々力町区）の詰所統合工事による工事費の前払い分として「消防施設維持整備事業」（3,730 万円）の増額が主なものです。

（続いて、69 ページからとなります。）

10 款 教育費は、5 億 692 万 3 千円の増額です。

- 1 項 教育総務費で、452 万円の増額です。職員給料等の増額に伴う「給食センター総務費」（330 万 5 千円）の増額が主なものです。
- 2 項 小学校費で、4 億 4,610 万 7 千円の増額です。三郷小学校長寿命化事業における躯体改修工事費等として「小学校施設改修事業」（4 億 4,113 万 4 千円）の増額が主なものです。
- 3 項 中学校費で、1,192 万 9 千円の増額です。「地域クラブ」運營業務委託実証事業の実施等に伴う「中学校教育振興費」（823 万 4 千円）の増額が主なものです。
- 4 項 幼稚園費で、32 万 2 千円の増額です。施設改修工事による「穂高幼稚園運営費」（32 万 2 千円）の増額が主なものです。
- 5 項 社会教育費で、4,058 万 7 千円の増額です。資材高騰等による豊科郷土博物館 LED 更新工事費の増による「郷土博物館費」（1,284 万 6 千円）の増額、穂高南小児童クラブ建設予定地における埋蔵文化財発掘調査の実施に伴う「埋蔵文化財発掘調査事業」（2,407 万 7 千円）の増額が主なものです。
- 6 項 保健体育費で、345 万 8 千円の増額です。ANC アリーナ器具庫の修繕に伴う「社会体育施設管理費」（316 万 1 千円）の増額が主なものです。

（続いて、79 ページからとなります。）

12 款 公債費は、借換債発行の一部取りやめに伴う長期借入金償還元金の財源変更です。

以上が歳出の概要です。

続いて5ページの「第2表 債務負担行為補正」です。

追加は9件で、事業の早期着手が必要となるもの、事業期間が複数年となるものについて追加するものです。

変更は3件で、限度額を変更するものです。

続いて6ページの「第3表 地方債補正」です。

変更14件、廃止2件です。

変更は、県による過疎債の減額調整によるもの、事業費の増額に伴うもの、また、一部事業を次年度に先送りすることによる減額等によるものです。

廃止は、借換債の発行を一部取り止めたことによるもの、地方債メニューの変更に伴い起債額がゼロとなったものです。

なお、一般会計全体における職員給与関係の補正内容については、予算書81ページからの「給与費明細書」を、地方債現在高の見込み等については、予算書83ページをご覧ください。

説明は、以上です。

議案第 69 号

令和 8 年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,036 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 94 億 8,820 万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」の、歳入からご説明します。

（事項別明細書は 9 ページからとなります。）

3 款 国庫支出金 1 項 国庫補助金は、300 万 6 千円の増額です。

子ども・子育て支援金制度の導入に伴う、システム整備などの経費にかかる国からの補助金となります。

6 款 繰入金 1 項 他会計繰入金は、151 万 4 千円の増額です。特別会計を運営するための事務経費で、一般会計からの繰入金の増額を計上するものです。歳出の

1 款 総務費の一般管理費に財源充当します。

2 項 基金繰入金は、3,500 万円の減額です。

7 款 繰越金 1 項 繰越金は、9,084 万 2 千円の増額です。令和 7 年度決算に伴い繰越額が確定したものです。

続きまして、歳出についてご説明します。

（事項別明細書は 11 ページからとなります。）

1 款 総務費 1 項 総務管理費は、429 万 3 千円の増額です。歳入で説明しました、特別会計を運営するための事務経費で、療養休暇取得職員の代替職員の報酬及び職員手当等です。

2 項 賦課徴収費は 22 万 7 千円の増額で、子ども・子育て支援金制度の導入に伴う、システム整備などの改修経費です。

3 款 国民健康保険事業費納付金 1 項 医療給付費分、2 項 後期高齢者支援金等分、3 項 介護納付金分、4 項 子ども・子育て支援金分は、それぞれ歳入 6 款 繰入金減額に伴う財源振替です。

（事項別明細書は 13 ページからとなります。）

5款 積立金 1項 積立金は、4,600 万円の増額です。令和7年度決算に伴い（前年度繰越金 9,484 万 2 千円から、）前年度繰越額の 1/2 以上を基金に積み立てるもので、現行予算との差額です。

（事項別明細書は 15 ページからとなります。）

8款 予備費 1項 予備費は、984 万 2 千円の増額です。予算調整に伴うものです。

説明は、以上です。

議案第 70 号

令和 8 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,327 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 20 億 217 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」の、歳入からご説明します。

（事項別明細書は 9 ページからとなります。）

4 款 繰越金 1 項 繰越金は、4,327 万 3 千円の増額です。

主なものは、出納整理期間中に収納した保険料です。広域連合への納付は、本年度の歳出予算から納付金として支払うこととなりますので、繰越金に計上するものです。

続きまして、歳出についてご説明します。

（事項別明細書は 11 ページからとなります。）

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 1 項 後期高齢者医療広域連合納付金は、4,337 万 4 千円の増額です。先ほど歳入で説明しましたが、出納整理期間中に収納した保険料は、今年度広域連合へ納付します。

4 款 予備費 1 項 予備費は、10 万 1 千円の減額です。歳入歳出の予算調整による減額です。

説明は、以上です。

議案第 71 号

令和 8 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 4,141 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 106 億 3,952 万 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

「第 1 表 歳入歳出予算の補正」の歳入から、主なものについて説明します。
（事項別明細書は 9 ページからとなります。）

3 款 国庫支出金 補正額は 422 万 9 千円の増額です。

1 項 国庫負担金は、補正額 40 万円の増額です。高額医療合算介護・予防サービス費の利用の増額補正に伴う増額です。

2 項 国庫補助金は、補正額 382 万 9 千円の増額です。主なものは、令和 7 年度決算に伴う地域支援事業交付金の追加交付による増額です。

4 款 支払基金交付金 1 項 支払基金交付金は、補正額 54 万円の増額です。
高額医療合算介護・予防サービス費の利用の増額補正に伴う増額です。

5 款 県支出金 補正額 215 万 2 千円の増額です。

1 項 県負担金は、補正額 25 万円の増額です。高額医療合算介護・予防サービス費の利用の増額補正に伴う増額です。

2 項 県補助金は、補正額 190 万 2 千円の増額です。主なものは、令和 7 年度の決算に伴う地域支援事業交付金の追加交付による増額です。

（事項別明細書は 11 ページからとなります。）

8 款 繰入金 補正額は、145 万 8 千円の増額です。

1 項 一般会計繰入金は、補正額 619 万 3 千円の減額です。主な内訳は、低所得者保険料軽減に係る国庫及び県費負担金の交付決定に伴い、一般会計からの繰入金の減額です。

2 項 基金繰入金は、765 万 1 千円の増額です。令和 7 年度の低所得者保険料負担金の交付決定に伴い増額するものです。

9 款 繰越金 1 項 繰越金は、補正額 2 億 3,303 万 9 千円の増額です。令和 7 年度決算に伴い繰越額が確定したものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

(事項別明細書は 13 ページからとなります。)

1 款 総務費 歳入の補正に伴う財源変更です。

2 款 保険給付費 補正額は 200 万円の増額です。

1 項 介護サービス等諸費は、歳入の補正に伴う財源変更です。

5 項 高額医療合算介護サービス費等は、200 万円の増額です。高額医療合算介護・予防サービス費の利用の増額見込によるものです。

(事項別明細書は 15 ページとなります。)

3 款 地域支援事業 2 項 包括的支援事業・任意事業費は 135 万 4 千円の増額です。
安曇野いきいき大楽の実施箇所の増による委託料の増額です。

5 款 保健福祉事業費 1 項 保健福祉事業費は、27 万 7 千円の増額です。

支え合い事業体制整備補助金において補助団体が 2 団体増えたことによるものです。

6 款 基金積立金 1 項 基金積立金は、6,524 万 8 千円の増額です。前年度介護保険特別会計決算に伴い、基金積立額が決定したものです。

(事項別明細書は 17 ページとなります。)

8 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金は、1 億 7,253 万 9 千円の増額です。

内訳は、令和 7 年度介護給付費確定による国及び県への返還金として 1 億 6,310 円 6 千円、地域支援事業交付金確定による国及び県への返還金として 943 万 3 千円を増額するものです。

説明は、以上です。

議案第 72 号

令和 8 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入について、ご説明します。

令和 7 年度決算により繰越金が確定したことから、1 款 一般会計からの繰入金を 7 万 5 千円減額し、2 款 繰越金 7 万 5 千円を増額するものです。

説明は、以上です。

議案第 73 号

令和 8 年度 安曇野市有明荘特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 54 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,991 万 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入からご説明します。

1 款 1 項 他会計繰入金は、一般会計からの繰入 54 万 5 千円の増額です。

3 款 1 項 繰越金は、令和 7 年度決算の確定により 3 千円増額するものです。

次に歳出について説明します。

1 款 1 項 施設事業費は 54 万 8 千円の増額です。有明荘の譲渡先候補者を選定する委員会の委員報酬を 14 万 1 千円、またその旅費を 15 万 6 千円、有明荘の建物の鑑定評価の時点修正にかかる費用 9 万 9 千円、消費税の確定申告による公課費 15 万 2 千円をそれぞれ増額するものです。

説明は、以上です。

議案第 74 号

令和 8 年度安曇野市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 8 年度安曇野市水道事業会計の補正予算 第 1 号は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 8 年度安曇野市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第 1 款 水道事業費用 234 万 9 千円の増額

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（1）職員給与費 234 万 9 千円の増額

次に、補正予算書によりご説明します。

9 ページ、10 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の、支出。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、2 目配水及び給水費を 143 万 8 千円、4 目総係費を 91 万 1 千円それぞれ増額するものです。

増額の理由は、職員の人事異動に伴う人件費の過不足の調整です。

説明は、以上です。

議案第 75 号

令和 8 年度安曇野市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 8 年度安曇野市下水道事業会計の補正予算 第 1 号は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 8 年度安曇野市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第 1 款 下水道事業費用 118 万 4 千円の増額

第 3 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（1）職員給与費 118 万 4 千円の増額

次に、補正予算書によりご説明します。

9 ページ、10 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の、支出

1 款下水道事業費用、1 項営業費用、1 目管きょ費を 118 万 4 千円増額するものです。

増額の理由は、職員の人事異動に伴う過不足の調整です。

説明は、以上です。

議案第 76 号

令和 7 年度安曇野市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度安曇野市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに歳入からご説明いたします。

決算書は、5 ページ、6 ページ、事項別明細書は、13 ページ、14 ページからになります。

なお、金額は、1 万円単位で、1 万円未満は切り捨てとし、比較的、増減の大きいものについて説明いたします。

1 款 市税です。

市税は歳入全体の 24.6%を占めており、収入済額は 132 億 5,266 万円で、前年度より 9 億 3,198 万円の増です。(前年度比 7.6%増)

個人市民税は、賃金上昇による給与所得等の増額などにより、前年度より 6 億 6,511 万円の増(前年度比 14.2%増)、法人市民税は、1 億 3,608 万円の増です。(前年度比 16.9%増)

2 款 地方譲与税は、収入済額 5 億 1,378 万円で、489 万円の増です。

(前年度対比 1.0%増)

3 款 利子割交付金は、収入済額 2,424 万円で、1,898 万円の増です。

(前年度対比 360.8%増)

4 款 配当割交付金は、収入済額 9,915 万円で、451 万円の増です。

(前年度対比 4.8%増)

5 款 株式等譲渡所得割交付金は、収入済額 1 億 5,403 万円で、2,797 万円の増です。

(前年度対比 22.2%増)

6 款 法人事業税交付金は、収入済額 2 億 2,010 万円で、1,209 万円の増です。

(前年度対比 5.8%増)

7 款 地方消費税交付金は、収入済額 26 億 1,914 万円で、1 億 9,381 万円の増です。

(前年度対比 8.0%増)

8 款 ゴルフ場利用税交付金は、収入済額 3,626 万円で、67 万円の増です。

(前年度対比 1.9%増)

9 款 環境性能割交付金は、収入済額 5,370 万円で、107 万円の減です。

(前年度対比 2.0%減)

10 款 地方特例交付金は、収入済額 1 億 1,382 万円で、4 億 4,219 万円の減です。

(前年度対比 79.5%減)

11 款 地方交付税は、基準財政需要額が増えたことなどにより、収入済額 128 億 6,520 万円で、3 億 34 万円の増です。

(前年度対比 2.4%増)

12 款 交通安全対策特別交付金は、収入済額 1,043 万円で、28 万円の減です。

(前年度対比 2.7%減)

13 款 分担金及び負担金は、収入済額 2 億 9,924 万円で、71 万円の増です。

(前年度対比 0.2%増)

14 款 使用料及び手数料は、収入済額 3 億 232 万円で、543 万円の減です。
(前年度対比 1.8%減)

15 款 国庫支出金は、収入済額 70 億 8,488 万円で、12 億 135 万円の増です。
(前年度対比 20.4%増)

児童手当国庫負担金 4 億 727 万円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（不足額給付分）3 億 6,314 万円などの増となりました。

16 款 県支出金は、収入済額 28 億 5,040 万円で、1 億 3,030 万円の増です。
(前年度対比 4.8%増)

17 款 財産収入は、収入済額 1 億 234 万円で、1,858 万円の減です。
(前年度対比 15.4%減)

18 款 寄附金は、収入済額 7 億 7,866 万円で、ふるさと寄附金などの増により、1 億 1,146 万円の増です。
(前年度対比 16.7%増)

19 款 繰入金は、減債基金繰入金の増などにより、収入済額 21 億 2,235 万円で、3 億 6,559 万円の増です。
(前年度対比 20.8%増)

20 款 繰越金は、収入済額 12 億 3,055 万円で、7,297 万円の増です。
(前年度対比 6.3%増)

21 款 諸収入は、収入済額 25 億 1,728 万円で、5 億 8,801 万円の減です。
(前年度対比 18.9%減)

22 款 市債は、収入済額 65 億 8,220 万円で、4 億 7,273 万円の増です。
(前年度対比 7.7%増)

総務債は、前年度より 13 億 2,690 万円減の 420 万円となりましたが、民生債は、保育所建設事業などにより 13 億 9,060 万円増の 17 億 6,250 万円、土木債は、公営住宅建設事業債などにより、3 億 9,740 万円増の 14 億 4,740 万円となりました。

以上、一般会計収入済額の総額は 538 億 3,284 万円で、前年度より 27 億 9,482 万円増となり、前年度対比 5.5%の増です。

不納欠損額は 600 万円で、前年度より 370 万円の減となっております。

収入未済額は 3 億 9,110 万円で、前年度より 1,984 万円の増となっております。

続きまして、歳出です。

決算書は 9 ページ、10 ページ、事項別明細書は 63 ページ、64 ページからになります。

1 款 議会費は、支出済額 2 億 3,580 万円で、前年度対比 2.6%減の 625 万円の減です。

2 款 総務費は、支出済額 64 億 4,061 万円で、前年度対比 10.8%増の 6 億 2,572 万円の増です。

電算システム管理運営事業 1 億 4,758 万円、選挙費（参議院、市長・市議、市長、衆議院）1 億 7,265 万円の増などによるものです。

3 款 民生費は、支出済額 188 億 1,019 万円で、前年度対比 16.2%増の 26 億 2,062 万円の増です。

三郷東部認定こども園建設事業 9 億 6,435 万円、児童手当給付事業 3 億 8,424 万円、定額減税に係る不足額給付金給付事業 3 億 4,577 万円の増などによるものです。

4 款 衛生費は、支出済額 28 億 9,302 万円で、前年度対比 6.6%増の 1 億 7,779 万円の増です。

穂高健康支援センター施設改修事業 2 億 7,301 万円の増などによるものです。

5 款 労働費は、支出済額 6,134 万円で、前年度対比 0.03%減の 2 万円の減です。

6 款 農林水産業費は、支出済額 19 億 2,770 万円で、前年度対比 2.2%減の 4,393 万円の減です。

三郷農村環境改善センター多目的ホール天井耐震化工事 7,614 万円の減などによるものです。

7 款 商工費は、支出済額 27 億 3,816 万円で、前年度対比 18.7%減の 6 億 3,103 万円の減です。

制度資金貸付事業 2 億円、繰越明許、プレミアム付き商品券事業 6 億 5,018 万円の減などによるものです。

8 款 土木費は、支出済額 54 億 4,809 万円で、前年度対比 17.6%増の 8 億 1,613 万円の増です。

公営住宅整備事業 2 億 9,870 万円の増などによるものです。

9 款 消防費は、支出済額 16 億 1,658 万円で、前年度対比 4.3%増の 6,589 万円の増です。

10 款 教育費は、支出済額 62 億 3,878 万円で、前年度対比 4.0%増の 2 億 4,091 万円の増です。

繰越明許、三郷小学校施設改修事業 5 億 9,126 万円、穂高西小学校施設改修事業 1 億 4,586 万円の増などによるものです。

11 款 災害復旧費は、支出済額 4,998 万円で、前年度対比 507.5%増の 4,175 万円の増です。

12 款 公債費は、支出済額 58 億 1,407 万円で、前年度対比 19.9%減の 14 億 4,066 万円の減です。

13 款 予備費は、1,657 万円を必要経費に充用し、当該予算科目から支出しました。

以上、一般会計支出済額の総額は 522 億 7,439 万円で、前年度対比 5.0%増の 24 億 6,693 万円の増です。

翌年度繰越額は、繰越明許費が 22 事業で 14 億 6,954 万円、事故繰越しが 10 事業で 11 億 2,548 万円の計 25 億 9,503 万円となり、前年度より 5 億 3,862 万円の減です。

次に、254 ページ、実質収支に関する調書について説明いたします。
金額は千円単位となります。

歳入総額 538 億 3,284 万 5 千円、歳出総額 522 億 7,439 万 6 千円、歳入歳出差引額は 15 億 5,844 万 9 千円で、翌年度へ繰り越すべき財源 4 億 9,404 万円（繰越明許費繰越額 1 億 8,495 万 2 千円、事故繰越し繰越額 3 億 908 万 8 千円）を差し引いた実質収支額は 10 億 6,440 万 9 千円となり、黒字決算となっております。

説明は、以上です。

議案第 77 号

令和 7 年度安曇野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法 第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度安曇野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに、歳入からご説明します。

決算書は、257・258 ページ、事項別明細書は、261 ページからとなります。

なお、金額は万円単位で、1 万円未満は切り捨てとし、主な内容について申し上げます。

1 款 国民健康保険税は、収入済額 18 億 2,423 万円、不納欠損額は 762 万円、収入未済額は 1 億 5,278 万円です。

2 款 使用料及び手数料 1 項の手数料は、収入済額 23 万円で督促手数料です。

3 款 国庫支出金 1 項の国庫補助金は、937 万円で、社会保険・税番号制度システム整備費及び子ども・子育て支援事業費の補助金です。

4 款 県支出金 1 項の県補助金は、68 億 1,543 万円です。医療費等の支払いに対する普通交付金が 67 億 2,982 万円、特定健康診査等負担金が 2,055 万円、保険者努力支援分が 5,346 万円、特別調整交付金が 883 万円、県繰入金が 276 万円です。

(263.264 ページです。)

5 款 財産収入は、88 万円で、基金積立金利子です。

6 款 繰入金 1 項の他会計繰入金は、5 億 5,967 万円です。保険基盤安定事業や、財政安定化支援事業、事務費など市の負担分についての繰り入れです。

2 項の基金繰入金は、7,110 万円です。

7 款 繰越金は、1 億 2,456 万円です。

8 款 諸収入は、6,408 万円です。

1 項 延滞金及び過料は、672 万円で、保険税の延滞金です。

5 項 特定健診等個人負担金は 130 万円、後期高齢者健診に対する広域連合からの受託料です。

(265・266 ページです。)

6 項 雑入は、5,604 万円です。交通事故などに伴う、第三者行為納付金や被保険者からの返納金、療養給付費の前年度精算に伴う返還金などです。

以上、収入済額の総額は、94 億 6,959 万円です。前年度より 8,272 万円の増額、前年度対比では 0.9%増となりました。

続きまして、決算書は、259・260 ページの歳出です。

事項別明細書は、267 ページからとなります。

1 款 総務費は、支出済額 5,272 万円です。

1 項 総務管理費は、3,722 万円で、事務的経費としての一般管理費と、県の国保連合会への負担金です。

(269・270 ページです。)

2 款 保険給付費は、支出済額 67 億 7,296 万円です。

1 項 療養諸費は、57 億 9,673 万円で、医療費の保険者負担分として、療養給付費や柔道整復などの療養費、そして審査支払手数料です。

2 項 高額療養費は、9 億 3,308 万円です。

(271 ページです。)

4 項 出産育児諸費は、2,057 万円で、出産育児一時金 41 件分です。

6 項 精神諸費は、1,993 万円で、障害者総合支援法による精神通院医療の受給者の自己負担分の補助です。

3 款 国民健康保険事業費納付金は、支出済額 22 億 9,342 万円です。

県の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、納付するものです。

(273・274 ページです。)

4 款 保健事業費は、支出済額 1 億 3,425 万円です。

1 項 保健事業費が 1,184 万円で、会計年度任用職員報酬等の他、医療費通知経費、健康ポイント券配布経費などです。

2 項 特定健康診査等事業費は、1 億 2,240 万円で、特定健康診査の委託料と人間ドックの補助が主なものです。

(275・276 ページです。)

5 款 積立金は、支出済額 6,388 万円、国民健康保険支払準備基金への積み立てです。

6款 公債費の、支出額はありません。

7款 諸支出金は、支出済額 5,749 万円です。

主なものは、保険税の還付金及び加算金、療養給付費等負担金返還金です。

(277・278 ページです。)

8款 予備費は、支出額はありません。

以上、支出済額の総額は、93 億 7,475 万円で、前年度より 1 億 1,245 万円増額、前年度対比では 1.2%増となりました。

続きまして、280 ページの「実質収支に関する調書」です。金額は千円単位となります。

歳入総額 94 億 6,959 万 2 千円、歳出総額 93 億 7,475 万円、歳入歳出差引額及び実質収支額は、9,484 万 2 千円となり、翌年度に繰り越すこととなります。

説明は、以上です。

議案第 78 号

令和 7 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法 第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに、歳入からご説明します。

決算書は 283・284 ページ、事項別明細書は、287・288 ページからです。
なお、金額は万円単位で、1 万円未満は切り捨てとし、主な内容について申し上げます。

1 款 後期高齢者医療保険料は、
収入済額 14 億 545 万円、不納欠損額は 116 万円、収入未済額が 653 万円です。

2 款 使用料及び手数料 1 項 手数料は、収入済額 2 万円です。

3 款 繰入金は、3 億 5,767 万円、一般会計からの繰入です。
主なものは、保険基盤安定繰入金、3 億 691 万円です。

4 款 繰越金は、4,457 万円です。

5 款 諸収入は、202 万円、延滞金及び保険料還付金です。

以上、収入済額の総額は、18 億 1,255 万円です。前年度より 1 億 3,462 万円増、前年度対比では 8.0%増となりました。

続きまして、歳出です。決算書は 285・286 ページ、
事項別明細書は、289・290 ページです。

1 款 総務費は、支出済額 923 万円、一般管理費や保険料の徴収に係る事務的経費です。

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額 17 億 5,800 万円、保険料、事務費及び基盤安定に係る負担金です。

3 款 諸支出金は、支出済額 193 万円、保険料の還付金です。

4 款 予備費の支出額はありません。

以上、289・290 ページ支出済額の総額は、17 億 6,917 万円です。前年度より 1 億 3,582 万円増、前年度対比では 8.3%増となりました。

続きまして、292 ページの「実質収支に関する調書」です。金額は千円単位となります。

歳入総額 18 億 1,255 万 2 千円、歳出総額 17 億 6,917 万 8 千円、歳入歳出差引額及び実質収支額は、4,337 万 3 千円となり、翌年度に繰り越すこととなります。

説明は、以上です。

議案第 79 号

令和 7 年度安曇野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度安曇野市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに歳入からご説明いたします。

決算書は 295 ページ、事項別明細書は、299 ページからとなります。

なお、金額は、万円単位で、1 万円未満は切り捨てとし、主な内容について申し上げます。

1 款 保険料は、収入済額 22 億 3,956 万円、不納欠損額は 113 万円、収入未済額は 927 万円です。

2 款 使用料及び手数料は、収入済額 4 万円です。

3 款 国庫支出金は、24 億 318 万円です。介護給付に対する国庫負担金が 17 億 8,434 万円、高齢化率等を考慮して交付される調整交付金等の国庫補助金が 6 億 1,884 万円です。

(301 ページです)

4 款 支払基金交付金は、26 億 1,573 万円、第 2 号被保険者の保険料です。

5 款 県支出金は、14 億 5,559 万円です。介護給付費に対する県負担金が 13 億 8,686 万円、地域支援事業に対する県補助金が 6,872 万円です。

6 款 サービス収入は、182 万円、介護予防サービス計画費収入です。

7 款 財産収入は、379 万円、支払準備基金積立金の利子です。

8 款 繰入金は、14 億 2,261 万円、一般会計からの繰入金です。

(303 ページです)

9 款 繰越金は、2 億 604 万円、前年度からの繰越金です。

10 款 諸収入は、74 万円、第 3 者行為に伴う納付金及び第 1 号被保険者の延滞金です。

以上、収入済額の総額は 103 億 4,914 万円で、前年度より 238 万円減、前年度対比では 0.02%減となりました。

続きまして、決算書の 297 ページ、歳出です。事項別明細書は 305 ページからとなります。

1 款 総務費は、支出済額 1 億 2,164 万円です。

- 1 項 総務管理費は 1,459 万円、介護保険事務に係る通信運搬費や委託料等です。
- 3 項 介護認定審査会費は 9,994 万円、認定調査員の報酬及び松本広域連合認定審査会への負担金等です。

(307 ページです。)

2 款 保険給付費は、支出済額 92 億 7,544 万円です。

- 1 項 介護サービス等諸費は 88 億 9,320 万円、内容は介護給付費負担金です。
そのほか、
- 3 項 高額介護サービス等費等は 1 億 9,737 万円、
- 4 項 特定入所者介護サービス等費は 1 億 4,450 万円、これは施設入所者の低所得者対策として、食費等の負担限度額を超えた分について給付したものです。
- 5 項 高額医療合算介護サービス等費は 3,143 万円です。

3 款 地域支援事業は、支出済額 4 億 9,204 万円です。

- 1 項 介護予防事業は、2,390 万円、内容は一般介護予防事業における委託料等です。

(309 ページです。)

- 2 項 包括的支援事業・任意事業費は、1 億 3,780 万円、内容は地域包括支援センターで行われる地域包括ケア推進事業等です。

(313 ページです。)

- 3 項 介護予防・日常生活支援総合事業は、3 億 2,783 万円、総合事業に関する介護予防生活支援サービス事業の負担金等です。

4 款 介護サービス事業費は、支出済額 5 万円、要支援者のケアプラン作成委託料です。

(315 ページです。)

5 款 保健福祉事業費は、支出済額 650 万円、内容は要介護 3 以上の高齢者を在宅で介護している家族等に対する介護用品購入助成のほか、介護予防等の取り組みを始めた団体に対する支え合い事業体制整備補助金です。

6 款 基金積立金は、支出済額 6,784 万円です。

7 款 公債費の支出額はありません。

8 款 諸支出金は、支出済額 1 億 5,256 万円、内容は介護保険料の還付金のほか、過年度分の国庫負担金等を返還したものなどです。

以上、支出済額の総額は 101 億 1,610 万円で、前年度より 2,937 万円減、前年度対比では 0.29%減となりました。

続きまして 320 ページの「実質収支に関する調書」です。
金額は千円単位となります。

歳入総額 103 億 4,914 万 5 千円、歳出総額 101 億 1,610 万円、歳入歳出差引額及び
実質収支額は 2 億 3,304 万 4 千円となり、翌年度に繰り越すこととなります。

説明は、以上です。

議案第 80 号

令和 7 年度安曇野市上川手山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度安曇野市上川手山林財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに歳入からご説明いたします。

決算書は、323 ページ 事項別明細書は、327 ページからとなります。

1 款 財産収入の収入済額は 135 万 1,819 円で、土地貸付収入及び基金利子となります。

2 款 繰越金の収入済額は 127 万 4,071 円です。

4 款 繰入金の収入金額は 130 万 9,000 円で、測量業務委託に充てるための繰入金です。

歳入合計は、393 万 4,890 円となります。

続きまして、歳出です。

決算書は、325 ページ 事項別明細書は、329 ページからとなります。

1 款 総務費は、支出済額 311 万 2,268 円で管理会の委員報酬、測量業務委託料、基金積立金等です。

2 款及び 3 款の支出は無く、歳出合計は同額の 311 万 2,268 円です。

歳入歳出差引額は、82 万 2,622 円となり、翌年度に繰り越すこととなります。

説明は、以上です。

議案第 81 号

令和 7 年度安曇野市北の沢山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度安曇野市北の沢山林財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに歳入からご説明いたします。

決算書は 335 ページ 事項別明細書は、339 ページからとなります。

1 款 財産収入は 7 万 6,979 円で、土地貸付収入及び基金利子となります。

2 款 繰越金は 40 万 9,008 円です。

歳入合計は、48 万 5,987 円です。

続きまして、歳出です。

決算書は 337 ページ 事項別明細書は 341 ページからとなります。

1 款 総務費は、支出済額 26 万 4,529 円で保険料、基金積立金等であり、歳出合計は同額の 26 万 4,529 円であります。

歳入歳出差引額は 22 万 1,458 円となり、翌年度に繰り越すこととなります。

説明は、以上です。

議案第 82 号

令和 7 年度安曇野市有明山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度安曇野市有明山林財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに歳入からご説明いたします。

決算書は 347 ページ 事項別明細書は、351 ページからとなります。

1 款 分担金の収入済額は 22 万 2,800 円で、管理費分担金です。

2 款 財産収入は 11 万 5,967 円で、基金利子等です。

3 款 繰越金は 36 万 5,697 円です。

歳入合計は、70 万 4,464 円です。

続きまして、歳出です。

決算書は 349 ページ 事項別明細書は 353 ページからとなります。

1 款 総務費は支出済額 31 万 8,545 円で保険料、基金積立金等であります。

歳出合計は、同額の 31 万 8,545 円であります。

歳入歳出差引額は 38 万 5,919 円となり、翌年度に繰り越すこととなります。

説明は、以上です。

議案第 83 号

令和 7 年度安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに歳入からご説明いたします。

決算書は 359 ページ 事項別明細書は 363 ページからとなります。

1 款 分担金の収入済額は 30 万 1,700 円で、管理費分担金です。

2 款 財産収入は 13,771 円で、基金利子です。

3 款 繰越金は 47 万 4,079 円です。

歳入合計は 78 万 9,550 円です。

続きまして、歳出です。

決算書は 361 ページ 事項別明細書は 365 ページからとなります。

1 款 総務費は、支出済額が 36 万 3,179 円で、保険料、基金積立金等です。

歳出合計は、同額の 36 万 3,179 円であります。

歳入歳出差引額は 42 万 6,371 円となり、翌年度に繰り越すこととなります。

説明は、以上です。

議案第 84 号

令和 7 年度安曇野市穂高山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度安曇野市穂高山林財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに歳入からご説明いたします。

決算書は 371 ページ 事項別明細書は 375 ページからとなります。

1 款 分担金の収入済額は 26 万 7,500 円で、管理費分担金です。

2 款 財産収入は 11,305 円で基金利子となります。

3 款 繰越金は 47 万 9,785 円です。

歳入合計は、75 万 8,590 円です。

続きまして、歳出です。

決算書は 373 ページ 事項別明細書は 377 ページからとなります。

1 款 総務費は、支出済額 28 万 2,465 円で保険料、基金積立金等であり、歳出合計は、同額の 28 万 2,465 円です。

歳入歳出差引額は 47 万 6,125 円となり、翌年度に繰り越すこととなります。

説明は、以上です。

議案第 85 号

令和 7 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度安曇野市産業団地 造成事業特別会計 歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

歳入からご説明します。

事項別明細書 383、384 ページをご覧ください。

2 款繰入金は、193 万 2,000 円。一般会計からの繰入金です。

3 款繰越金 7 万 1,000 円。前年度の繰越金です。

歳入合計は、収入済額 200 万 3,000 円です。

次に歳出をご説明します。389、399 ページをご覧ください。

12 節 委託料 29 万 7,000 円

14 節 工事請負費 159 万 5,000 円が主な歳出となります。

歳出合計は、支出済額 192 万 7,000 円です。

続きまして、392 ページの「実質収支に関する調書」です。

歳入総額 200 万 3,000 円、歳出総額 192 万 7,000 円で、歳入歳出差引額 7 万 6,000 円で、実質収支額は 7 万 6,000 円の黒字決算となっております。

説明は、以上です。

議案第 86 号

令和 7 年度安曇野市有明荘特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度安曇野市有明荘特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

歳入からご説明します。

決算書は 395、396 ページ、事項別明細書は 399、400 ページです。

1 款 繰入金、371 万 7 千円、一般会計からの繰入金です。

2 款 諸収入、362 万円、有明荘施設使用料です。

3 款 繰越金、6,056 円、前年度繰越金でございます。

歳入合計収入済額は、734 万 3,056 円です。

次に歳出です。

決算書は 397、398 ページ、事項別明細書は 401、402 ページです。

1 款 施設事業費の主な内容につきましては、10 節需用費 施設修繕費 322 万 7,791 円で、食堂のエアコン故障や玄関軒天の腐食による修繕、貯水槽の配管組み換え修繕等です。

13 節 借地料 148 万 7,100 円は有明荘敷地の借地料として中部森林管理局への支払いです。

14 節 工事請負費 154 万 4,680 円は、照明器具 L E D 化工事等です。

歳出合計支出済額は、733 万 8,733 円です。

続きまして、404 ページの「実質収支に関する調書」です。

歳入総額 734 万 3,000 円、歳出総額 733 万 8,000 円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも 4,000 円の黒字決算となっております。

説明は、以上です。

議案第 87 号

令和 7 年度安曇野市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度安曇野市水道事業剰余金処分計算書のとおり、利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度安曇野市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

水道事業会計決算書によりご説明します。

説明にあたり、金額は万円単位とし、1 万円未満は切り捨てとさせていただきます。

水道事業会計決算書の 7 ページ、8 ページをお願いします。ここでの金額は消費税を含んだ額となります。

1 収益的収入及び支出で、

(1) 収入の、第 1 款 水道事業収益の決算額は 23 億 419 万円で、前年度 (22 億 9,504 万円) より 915 万円の増です。

この主な理由は、給水収益の増加によるものです。

(2) 支出の、第 1 款 水道事業費用は、18 億 4,402 万円で、前年度 (19 億 1,611 万円) より 7,209 万円の減です。

この主な理由は、減価償却費及び資産減耗費が減少したことによるものです。

続きまして、2 の資本的収入及び支出です。

(1) 収入の、第 1 款 資本的収入は 3 億 8,606 万円で、前年度 (1 億 5,483 万円) より 2 億 3,123 万円の増です。

この主な理由は、企業債の借入金増加によるものです。

(2) 支出の第 1 款 資本的支出は 17 億 7,918 万円で、前年度 (13 億 4,064 万円) より 4 億 3,854 万円の増です。

この主な理由は、前年度から繰り越した上原水源地監視装置更新工事等の施工により建設改良費が増加したものです。

9 ページをお願いします。ここからは経営状況を明らかにするための財務諸表で、決算額は消費税を除いた額となります。

損益計算書については、

1 営業収益は 17 億 9,915 万円、2 営業費用は 17 億 636 万円となり、営業収益から営業費用を引いた、営業利益 ((6) の下) は 9,279 万円となりました。

3 営業外収益は、3 億 2,843 万円となります。

続きまして、10 ページをお願いします。

4 営業外費用は、6,075 万円となった結果、営業収益と営業外収益を足した収益から、営業費用と営業外費用を足した費用を差し引いた、経常利益（(3) の下）は、前年度（3 億 1,180 万円）に比べ 4,866 万円増加し、3 億 6,046 万円となりました。

当年度純利益は、

3 億 6,046 万円の黒字決算となり、この純利益に前年度から繰越された利益剰余金と、その他未処分利益剰余金変動額の 4 億 3,000 万円を加え、当年度未処分利益剰余金は、7 億 9,047 万円となりました。

次に、11 ページ、12 ページをお願いします。

先ほどの令和 7 年度末の未処分利益剰余金 7 億 9,047 万円については、11 ページ、下段にあります、令和 7 年度安曇野市水道事業 剰余金処分計算書（案）により処分したく、議会の議決をお願いするものです。

処分とは、この剰余金の活用方法で、内訳は水道ビジョンによる、今後の建設改良工事の財源とするため、3 億 6,047 万円を建設改良積立金に積み立てます。

また、令和 7 年度補てん財源とした積立金を資本金へ戻すため、4 億 3,000 万円を資本金へ組入れ、処分後の残高については、円単位で申し上げます。1,980 円を翌年度に繰り越しするという内容です。

13 ページ、14 ページをお願いします。

貸借対照表です、(13 ページの一番下) 資産合計は、253 億 3,677 万円、(14 ページの中央) 負債合計は、89 億 3,547 万円、(14 ページ下から 2 行目の) 資本合計は、164 億 130 万円、(その下の) 負債資本合計は、253 億 3,677 万円となり、13 ページの資産合計と同額となります。

負債は企業債償還などにより前年度より 3 億 1,805 万円減少し、また前年度決算で取り崩した建設改良積立金を資本金に組み入れたため、前年度に比べ資本金は、3 億 1,310 万円増加しました。

17 ページ以降は、決算事業報告、業務の決算比較、財務諸表の内容をお示しするための資料です。

説明は、以上です。

議案第 88 号

令和 7 年度安曇野市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度安曇野市下水道事業剰余金処分計算書のとおり、利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度安曇野市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

下水道事業会計決算書の 41 ページ、42 ページをお願いします。
説明にあたり、金額は万円単位とし、1 万円未満は切り捨てとさせていただきます。

1 収益的収入及び支出で、

(1) 収入の、第 1 款 下水道事業収益の決算額は、38 億 2,960 万円で、前年度 (38 億 2,777 万円) より 183 万円の増です。

この主な理由は、下水道使用料の増加によるものです。

(2) 支出の、第 1 款 下水道事業費用は、36 億 9,255 万円で、前年度 (36 億 3,661 万円) より 5,594 万円の増です。

この主な理由は、事業計画変更に係る委託料等の増加によるものです。

続きまして、2 の資本的収入及び支出です。

(1) 収入の、第 1 款 資本的収入は 19 億 877 万円で、前年度 (17 億 3,079 万円) より 1 億 7,798 万円の増です。

この主な理由は、企業債の借入金の増加によるものです。

(2) 支出の第 1 款 資本的支出は、29 億 1,415 万円で、前年度 (32 億 7,828 万円) より 3 億 6,413 万円の減です。

この主な理由は、下水道施設統廃合事業などの建設改良費を翌年度へ繰り越したためです。

次に、43 ページをお願いします。損益計算書です。

1 営業収益は 17 億 4,674 万円、2 営業費用は 31 億 8,481 万円となり、営業損失は 14 億 3,807 万円となりました。

3 営業外収益は、19 億 395 万円、続きまして、

44 ページの 4 営業外費用は、3 億 3,453 万円となった結果、経常利益は、前年度 (1 億 7,262 万円) より 4,127 万円減の 1 億 3,135 万円となりました。

当年度純利益は、1 億 3,135 万円の黒字決算となり、この純利益に前年度から繰越された利益剰余金 2 万円と、その他未処分利益剰余金変動額の 1 億 7,265 万円を加え、当年度未処分利益 剰余金は、3 億 402 万円となりました。

次に、45 ページ、46 ページをお願いします。

先ほどの当年度未処分利益 剰余金の内、3 億 402 万円については、45 ページ、下段にあります、令和 7 年度安曇野市下水道事業 剰余金処分計算書（案）により処分したく、議会の議決をお願いするものです。

表の 2 行目からの処分額の内訳は、今後の企業債償還に充てるため減債積立金へ 1 億 3,135 万円を積み立て、令和 7 年度補てん財源とした積立金を資本金へ戻すため、1 億 7,265 万円を資本金へ組入れを行い、処分後の残高については、円単位で申し上げます。2 万 6,125 円を翌年度に繰り越しするという内容です。

47 ページからが貸借対照表です。（47 ページ下の）資産合計は、538 億 4,569 万円、（48 ページ中央の）負債合計は、425 億 4,494 万円、（48 ページ下から 2 行目の）資本合計は、113 億 74 万円、負債資本合計は、538 億 4,569 万円となります。

負債は企業債償還などにより前年度より 12 億 1,347 万円減少し、また前年度決算で取り崩した減債積立金の組み入れ及び一般会計からの出資金の繰り入れにより、前年度に比べ資本金は 6 億 7,430 万円増加しました。

51 ページ以降については、決算事業報告、業務の決算比較、財務諸表の内容をお示した、決算資料です。

説明は、以上です。

議案第 89 号

令和 7 年度安曇野市・松本市山林組合会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度安曇野市・松本市山林組合会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに歳入からご説明します。

決算書は 4 ページ 事項別明細書は 6 ページからとなります。

歳入 2 款 財産収入の収入済額は 770 万 1,053 円で、土地貸付収入及び立木売払収入等となります。

3 款 繰越金の収入済額は 244 万 9,491 円です。

4 款 諸収入の収入金額は 13 万 5,763 円で、茸山の契約解除に伴う違約金等です。
歳入合計は、1,028 万 6,307 円です。

続きまして、歳出です。

決算書は 4 ページ 事項別明細書は 8 ページからとなります。

1 款 議会費は、支出済額 84 万 6,200 円で、議員報酬、特別旅費です。

2 款 総務費は、支出済額 678 万 3,801 円で、事務局員の報酬及び公用車の車検手数料、保険料等です

3 款 林業費は、支出済額 247 万 8,378 円で、山林整備作業に伴う賃金等です。
歳出合計は、1,010 万 8,379 円です。

歳入歳出差引額は、17 万 7,928 円となり、組合解散後、事務を継承する安曇野市の一般会計の諸収入に引き継いでおります。

説明は、以上です。

議案第 90 号

安曇野市等公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

本変更案は、安曇野市・松本市山林組合の解散に伴い、本規約から当該組合を削るものです。

この規約は、長野県知事への届出の日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 91 号

市道の認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を認定したいので、議会の議決を求めるものです。

別紙の市道認定路線調書をご覧ください。

今回の認定路線は 1 路線ございます。

堀金 1787 号線は、開発行為により築造された道路であり、市道として管理すべき道路であることから市道認定するものです。

路線の位置につきましては、次ページの認定路線位置図をご覧ください。

説明は、以上です。

議案第 92 号

令和 8 年度県民豊科運動広場照明取替工事請負契約について

令和 8 年 7 月 22 日一般競争入札に付した令和 8 年度県民豊科運動広場照明取替工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 8 年度 県民豊科運動広場照明取替工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 1 8 1 , 5 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 長野県安曇野市明科七貴 8723-3
三協・協信特定建設工事共同企業体
代表 三協電気工業株式会社 安曇野営業所
所長 <small>ももせ</small> 百瀬 <small>まさやす</small> 正 容 |

説明は、以上です。